

## モンベル自転車保険 補償内容の概要

基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には※、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。 ※保険期間3年、5年の契約は「既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には」「その保険事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた保険事故による損害に対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には」に読みかえます。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・スクーター車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて※、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※保険期間3年、5年の契約は「保険期間を通じて」を「各保険年度ごと」と読みかえます。	●病氣・心神喪失などおよびこれら原因とするケガ(例えば歩行中に病氣により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
入院保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に入院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の入院について、【ご契約の保険金日額×入院日数】をお支払いします。 ※入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)セット	●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを覆いけるに足りる医学的他覚所見のないもの
手術保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1)事故につき1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合：【入院保険金日額×10】 ② ①以外の手術の場合：【入院保険金日額×5】 ※入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)セット	●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、スリカライビング、ハンググライダー搭乗など)
通院保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に通院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。))について、【ご契約の保険金日額×通院日数】をお支払いします。(1)事故につき90日限度) (※1)骨折・脱臼・帯傷損傷などで、保険の約款に定める部位(長骨・骨柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。 ※通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)セット	●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事するケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 (1)事故につきご契約の保険金額限度) ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬料医療器具などの費用 (注)労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	など

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
交通事故傷害危険のみ補償特約	次のいずれかの事故などによるケガに限り、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 ●運行中の乗物との衝突・接触などの交通事故 ●運行中の乗物に搭乗している間の事故 ●乗物の乗降場構内(改札口内など)での事故 ●乗物の火災 【対象となる保険金】 「基本となる補償」(死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用)の保険金 (注)乗物とは、保険の約款に定める「交通乗用具」で、例えば以下のような乗用具をいいます。 ●陸上の乗用具(※)→電車、自動車、原動機付自転車、自転車、ペーパークー (※)遊戯施設内の乗物(ジェットコースター、ゴーカートなど)、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊具(キックボード、スクートボード、サーフボード、遊組用のそりなど)などは除きます。 ●空の乗用具→航空機(飛行機、ヘリコプターなど) ●水上の乗用具→船舶(ヨット、モーターボートなど) ●その他の乗用具(※)→エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (※)立体駐車場のリフトなど専ら物品輸送用に設置された装置などは除きます。	上記基本補償の「保険金をお支払いしない主な場合」に加え、次の場合にも保険金をお支払いいたしません。 ●次のいずれかに該当している間の事故によるケガ ①職務または実習として船舶に搭乗している間 ②グライダー、飛行船に搭乗している間 ●職務として次の作業を行っている間の、その作業に起因するケガ ①乗物への荷物の積込、積卸、整理 ②乗物の修理、整備、清掃
個人賠償責任補償特約	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。(※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。 ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1)事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士を選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限りです。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同僚の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任

## Q&A

Q1. 自転車レース中の事故による怪我は補償の対象となりますか？

A. 自転車レースを行うための施設等や、一般の通行を制限して占有した状態の道路で行う、競技・競走・興行(いずれもそのための練習を含む)は補償の対象外となります。

Q2. 家族型での加入ができますか？

A. モンベル自転車保険は個人型ですので1人1契約が必要です。

Q3. 個人賠償責任補償の被保険者も被保険者本人のみの補償ですか？

A. 個人賠償責任補償特約」における被保険者の範囲は、次の①～⑦の方となります。

①.本人/②.本人の親権者/③.本人の配偶者/④.①から③までの同居の親族/⑤.①から③までの別居の未婚の子/⑥.本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限りです。/⑦.②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。

## 【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト代表者辰野勇、被保険者(保険の対象となる方)を会員の皆さま(ご本人)またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア(モンベルメイトの各サービス運営)として保険契約を締結する団体契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトにて「加入者証」をご確認いただけます。(ID・パスワードの登録が必要です)

【引受保険会社】AIG損害保険株式会社



契約者=モンベルメイト 被保険者=会員の皆さま・ご家族の方とする団体契約を締結【取扱代理店・株式会社ベルカディア】

保険契約を締結 「保険証券」を発行※

【引受保険会社】AIG損害保険株式会社

※契約者であるモンベルメイトに発行します。

## 【ご加入条件について】

<ご加入者(保険料負担者)について>

- モンベルメイト(登録無料)のメンバーです。
- 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有している方です。

<保険の対象となる方(被保険者)について>

- 日本国内に居住する個人です。
- 保険開始日時時点の年齢が満78歳以下です。
- 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども(未婚※)のいずれか1名です。  
※未婚とは、これまで婚姻歴のないことをいいます。

- 「個人賠償責任補償特約」における被保険者の範囲は、次のとおりとなります。  
①本人/②本人の親権者/③本人の配偶者/④.①から③までの同居の親族/⑤.①から③までの別居の未婚の子/⑥.本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限りです。/⑦.②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。

<その他ご加入条件について>

- 保険期間(保険のご契約期間)は1年間または長期(3年、5年)となります。
- 保険開始日時時点での年齢が満75歳以上～満76歳以下は保険期間1年・3年、満77歳以上～満78歳以下は保険期間1年のみの申し込みが可能です。
- 保険責任開始時刻は保険開始日の午後0時(正午)からとなります。
- ウェブサイトからのお申し込みの場合、保険料のお支払い方法はご加入者本人名義のクレジットカード一括払いのみとなります。(お取り扱いカード: JCB・VISA・Mastercard・American Express・Diners Club)
- 保険契約の申し込みの撤回など(クーリングオフ)は対象外となりますのでご注意ください。
- 過去1年以内に傷害保険金を3回以上請求または受領されたことがある方はお申し込みいただけません。
- ご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億円(無職者は2,000万円)を超える場合、入院保険金日額で30,000円(無職者は10,000円)または、通院保険金日額で20,000円(無職者は6,000円)を超える場合は、ご加入いただけません。
- 以下のいずれかに該当する場合は、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。  
①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合 ②被保険者がご加入者本人以外の場合

## 【ご注意】

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」など)を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

(D-005686 2023-01)

**事故が起こったら**

事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告がありますと、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

**保険に関するお問い合わせ 傷害事故受付**

**https://hoken.montbell.jp**

株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ  
☎0120-938-593 携帯電話・PHSからは 06-7220-3393  
Eメールアドレス hoken@montbell.com  
【受付時間】10:00～18:00【定休日】3月～10月/無休 11月～2月/日曜・祝日

## 取扱代理店

**Bellcadia** 株式会社ベルカディア  
保険窓口：M.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ)本部事務局  
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2

※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理店などを行う、モンベルグループの企業です。

## 引受保険会社

**AIG損害保険株式会社**  
大阪企業営業部 営業第二課  
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB  
TEL.06-7223-3011



1 000004 999538

#1905040 22

**長期  
補償タイプ**

保険期間 **1年・3年・5年**  
保険料 **1,740円**から

# モンベルの 自転車保険

交通事故傷害危険のみ補償特約付傷害総合保険

自転車でのケガや賠償事故など、万一のリスクに備える保険  
各自治体ですすむ自転車損害賠償保険などの加入義務化への対応に

# アウトドアはもちろん、 通勤通学の事故もカバー！



**店頭・ウェブで  
簡単お申し込み!**

**最短で翌日正午  
から補償がスタート!**



2021年10月1日以降保険始期契約用

お申し込みは、店頭または  
モンベルウェブサイトから <https://hoken.montbell.jp/>

**mont-bell**

